

企業局契約業者等選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業局が発注する建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業務委託等の入札・契約事務の適正な執行のため、企業局に企業局契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 「埼玉県企業局建設工事請負等業者選定委員会」及び「企業局工事請負等業者選定委員会」が審議する事案を除き、埼玉県公営企業財務規程第148条の2に定める支出負担行為の決裁区分により、部長以上の決裁を要する案件（物品の購入又は賃借については執行予定額が1千万円以上の案件に限る）で次に掲げる事項。
 - ア 指名競争入札の指名業者の選定
 - イ 一般競争入札の入札参加条件
 - ウ 随意契約の見積徴取に関すること
- (2) 埼玉県企業局建設工事請負等業者選定委員会、企業局工事請負等業者選定委員会並びに企業局各発注課所場の業者選定委員会が所掌する事項以外で、委員長が特に必要と認めた事項。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 局長
副委員長 管理部長
委員 水道部長、総務課長、財務課長

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その業務委託等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 企業局契約業者等選定調書
- (2) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (3) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、局長が決定する。

(秘密の保持等)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、入札終了後に財務課において自由に閲覧できるようにするものとする。

- 2 前項の情報提供を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 第7条各号の資料は、前項の期間は保存しなければならない。
- 4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、財務課が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 企業局契約業者等選定委員会設置要綱は、平成26年5月31日をもって廃止する。